

建設水道常任委員会会議録

平成14年5月22日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎中川 靖広 ○浅井 正八 小野 隆雄
吉川 勝義

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収入 役	中野 秀樹	総務部長	植村 哲男
都市建設部長	鍵田 徳光	建設課長	堤 和雄
建設課長補佐	今西 弘至	同課長補佐	川端 伸和
観光産業課長	杉本 正二	同課長補佐	辻本 邦好
同課長補佐	佃田 眞規	都市整備課長	藤本 宗司
同課長補佐	井上 貴至	同課長補佐	藤川 岳志
上下水道部長	辻 善次	上水道課長	御宮知恒夫
同課長補佐	佐藤 滋生	同課長補佐	井上 究
下水道課長	田口 好夫	下水道課長補佐	谷口 裕司

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同係長 上埜 幸弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長

開会（午前9時00分）

全委員が出席されておりますので、ただ今から、建設水道常任委員会を開会いたします。

一言ごあいさつ申し上げます。

5月10日臨時議会で役員の改選がございまして、委員各位のご推挙により建設水道常任委員長に就任することになりました。

この1年間、浅井副委員長と共に、当委員会所管に係ります案件につきまして、慎重な審査、民主的な委員会運営を目指して、委員会としての機能を十分に発揮できるよう努めていきますので、委員並びに理事者の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

審査に入ります前に、今回人事異動がございましたので、その職員のご紹介と新規採用になられました方のご紹介をしていただきたいと思います。

（職員の紹介）

委員長

それでは町長のあいさつをお受けいたします。

町長

（町長あいさつ）

委員長

次に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、浅井委員、小野委員のお二人を指名いたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

はじめに、継続審査についてを審査することといたします。

公共下水道事業に関することについてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

下水道課
長

まず、流域下水道事業の4月末時点の進捗状況であります。竜田川幹線管渠第3号-2の工事「稲葉車瀬の発信基地から割烹まつおか

まで」の2次覆工工事は、平成14年12月25日竣工を目途に現在着手されているところであります。

次に、竜田川幹線管渠第2号の2工事「西安堵から割烹まつおかまで」についても、平成15年3月20日竣工を目途に現在着手されております。

また、中継ポンプ場築造工事については、鉄筋コンクリート造りの躯体工事に着手され、概ね53%の進捗率となっております。

次に、公共下水道の進捗状況についてであります。繰越明許費をお願いいたしました割烹まつおかの流域下水道への接続の公共8号は進捗率約20%で、福德自動車前の流域下水道への接続の公共9号は進捗率約10%であります。

次に、下水道使用料及び加入負担金について説明させていただきます。資料1を見ていただきたいと思えます。

(資料1により説明)

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

小野委員 以前5年くらい前に負担金等制定しなければいけないということで審議したと思うのですが、2点ほど聞かせていただきたいと思えます。7ページに予想排水量ということで書いてあるのですが、当初認可区域が60ヘクタールですから、それが15%初年度17年度に供用開始されて、15%加入していただけるであろうという考え方だと思うのですが、そうした場合に第2次認可区域の方も工事もされているし、17年までには大分公共下水道の施工区域もあるだろうと思うし、15%という考え方と、逆に考えれば第2次に施工したところは加入はゼロだと、むしろ第2次のほうも加入してくるのだと、それも含めての15%だったら妥当かなと単に思うのです。なぜ60ヘクタールの分に限っておられるのか、その点を教えていただきたい。

下水道課 これから14年度、15、16年度と整備をするわけですが、それ

長の 供用開始との合わせた考え方をということだと思いますけれど、ここで算定しておりますのは、1次区域をまず頭の中で描きながら15%から徐々に42.5、62.5という形を書かかさせていただいているのは、全国的な経営指針といいますか、パーセンテージはそういう形にさせていただいております。委員がおっしゃっていただく分につきまして、60から毎年事業を実施した面整備を終わった段階の供用開始をしていくのであれば、それらの工事を含めるべきではないかという意見であります。現時点では60ヘクタールで策定していくということでご理解願いたいと思います。

小野議員 ただこれが分母に入ってきて、この算定方法で説得力を出そうとした場合、この単価をもって想定した場合には、60ヘクタールというのは現時点では終わっておりますね。だから17年の時には施工できているはず。説得力に乏しいから私は言っているだけで、60ヘクタールにこだわる必要は全くないと思う。現実合わない。供用開始の時点であと30まで出来ているだろうと、その数字を持ってくるのがこれからの説明の中で、説得力を増すための仕方だと思う。もし逆算して60ヘクタールになったのだったら、逆に15%少なくしたらいいと思う。全国平均が15%というのは全国平均であって、それはまったく斑鳩町の実態を考慮していない試算の方法だから、それは極論に言えば空論に過ぎると思うので、再考願いたいと思います。

それと、負担金の額16万円という数字は当時の倍ではないかなと、当時はそれである程度の印刷物が出来ていたと思う。確か7万か8万だったと記憶しているのですが。なぜ今このように16万という倍近い金になるか、それはここに説明があつて今日出してもらった。けど受益者にとってみたら、あの当時は8年から供用開始ができるということで、みんな協力してもらって施工してもらったと思うのですが、遅れたのは受益者には原因はない。自治体にもないと言えないのですが、行政全般について遅れたという原因があると思う。

それについて今初めてこの16万という数字で出てくると、以前

に第1次を施工していく段階で聞かせてもらったこともあるのですが、当時の担当者の方も現場説明の中でこれぐらいの受益者負担金と言いますか、繋ぐときに必要ですということは説明しているとはっきり言っておられたと思う。そうしたときに、いざ供用開始になった時に、こういう理由だけで倍だと、現に私の自治会でも何ぼか入りますと、当時の話では8万くらいですということは、もうこれで動いているのですよ。それで今16万というのは試算されたらこうなるのか知りませんが、これはちょっと難しいかなと思います。これだけ必要だと思うのですが、何か工夫がほしいなと思う。その点について何か考えはありますか。

町長 小野委員おっしゃっていただくように、当然平成5年くらい一部供用開始をしていくという中で、阿波方面とか公共柁の関係等について加入負担金をどう出すかということで議会の方でも委員会で8万円ということが決まったわけです。これも実際は今現時点では16万円かかりますよと、だから16万円全てこれで行きますよとは言っていないわけです。一応16万円ですから、それから来年3月までの期間の中で皆さん方勉強していただいて、やっぱり町として将来において誤りのないようにしていくことが大事であろうと。しかし、こういう形になった場合は16万円かかりますよと、しかし町もある程度そういう面については難しい面があると、それを10万円にするのか、8万円にするのか、これから議論をしていく過程になってくると思う。あえてこういう資料を提出させていただいたのは、一般的に考えればこのぐらいの額が必要でございますと、しかしこれでは住民の皆さん方が前の時8万円と決めてますから、それで1万円か2万円ぐらいの負担増があったらどうかとかいうことになってくると思います。ただ今現時点で皆さん方に資料を配付させていただいたのは、一応試算としては16万円でございますと、しかしこれから議会と理事者側とで議論する中で8万か10万ぐらいが妥当ではないかと、当然6万ぐらいは町が将来的に亘って負担していかなければならない部分が必ずある

わけですから、住民のことを考えればやはり公共事業としてこういうものについては努力して、この分については負担を軽減していこうということもしていかなければならない。16万円というのはとても無理だと思いますが、一応試算としては16万円になるということだけ認識していただいて、これから議論をしていただきたいと思います。

小野委員 それと県下の受益者負担ということで、受益者負担金を徴収されている自治体がいくつかあるのですが、広域7か町の中で河合町が受益者負担がないように聞いているのですが、何か他の財源で補っていると思うのですが、受益者負担金以外でそれらをカバーするものが全くないように伺っているのですが、その辺はどうですか。

下水道課長 ここに数字が表れてきてないところは、受益者負担金を徴収していないということであって、これに代わる費用をいただくということはないということでございます。

小野委員 今試算していただいている16万円ということですが、そうしたらその自治体は使用料が高いのですが、でないとも維持できないと思う。それらについては勉強しておられませんか。

上下水道部長 今課長が言ったように広域7町のうち、北葛城郡については受益者負担金を取っておりません。それは一般財源で賄いをしていて、使用料につきましても9頁で示させていただいております。

ただ、町長が申しましたように今後の財政状況を見る中では斑鳩町としてはいくらかの受益者負担金を徴収していきたいというのが本音でございます。

小野委員 受益者負担金をいただくというのは、以前議論したことを思い出しましたのでそれで結構です。

吉川委員　この資料で説明受けて質問しろと言っても無理だと思う。休憩でもして調べろということであつたらいいけれど、そういう暇もないし、こういうものは先もって配布できないのか。

委員長　暫時休憩します。（午前9時50分）

委員長　再開いたします。（午前9時52分）

これをもって質疑を終結いたします。

本件については説明を受け、一定の審査をしたということで終わります。

次に、町営住宅建設についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

建設課長　（仮称）斑鳩町町営住宅目安北団地建設工事の発注についてであります。4月26日契約審査委員会を開いていただきまして、発注についての事業の概要の説明を行ったところでございます。そうした中で建設工事本体と電気施設、またエレベータの3部門の分離発注という形で報告いたしました。その中で本体工事につきましては、制限付き一般競争入札として実施することになりました。その後、5月16日から5月20までの間で入札担当課におきまして、入札参加申込みの受付を行ったところ、13社からの申し出がありました。5月21日に契約審査委員会におきまして、その審査の結果、参加資格業者は13社となったところでございます。今後予定といたしましては、5月28日に現場説明、また6月13日は入札の執行をしまいたいと考えております。また6月議会におきましては、追加議案として上程させていただく予定であります。なお、建築確認等の手続き処理につきましても完了したことをご報告申し上げます。

委員長　説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

小野委員 駐車場や集会所の配置の問題でいろいろと議論されたのですが、建築確認ができているということですが、前に出してもらったのは駐車場についてはもう少し考えたいということであったかと思いますが、その辺の説明をいただけますか。

建設課長 特にご指摘いただいている駐車場関係については、現地の実施段階で現地の建て込み等をする中で、最終確認をさせていただきまして、その中で最大限取れるような形で実施していきたいというように、先般の委員会でご報告申し上げたところです。内容的には主に駐車場関係と集会所の位置の関係でございました。集会所の位置につきましては道路際にもっていこうという形で変更させていただきました。ごみの関係等についても建物の西側に移行させていただいたという形でございます。

小野委員 自治体のそういう建物には建築確認というそういうものは必要ないと思う。さきほど確認通知書ということを言われたがその点はどうですか。

建設課長 前回でお示ししている平面図等におきまして、またご指摘いただきました先ほどの内容等につきまして、建築確認の申請をいたしました。

小野委員 ということは以前こういう公共施設については建築確認は必要なかったと思う。

建築確認は以前示された配置図のとおりでとってあると。施行の段階で最大限それらを有効にこちらの委員会で、駐車場の幅をもう少し取れたらということですが、それは施行の段階でやっていくということは、公共施設を建てる上でこういう建築確認の意味をはき違えているように思うのです。現地で土地は広がることはないのです。あの図面どおりやったら、絶対に駐車場の幅は広がりません。どういう理由で広がる可能性があるのですか。それを言ってください。

建設課長 建築確認につきましては建物の関係と設備の関係、それについては建築確認で配置等についても出しております。駐車場につきましては確認の中で幅については周辺の関係も測量図の上で配置させていただいておりますが、その配置の中で余裕があれば取っていききたいということがあります、前にも示させてもらったように南側については概ね取れておったのですが、北側については寸法が少なかったと言うことがございますので、そういった関係であります。ただ建て込みの時にその寸法どおりであるかといったら、若干誤差も出てこようかと思っておりますので、その辺で余裕幅を確認しながら施工していきたいと思っております。

小野委員 一応クリアしているのだから、最終に示された駐車場の幅からもう取れないと言った方がましです。誤差で若干増えると言っても無理な話だと思う。だから委員会から言っている要望が通るような話をしてもらっていたら、後でまた言わなければならないことになる。あの大きさの建物をあの配置で建てていったら、その戸数にあわせた数で割っていけば2m50が最低ほしいということができないのですと、そういうおいた方がましと違うのですか。

ですから、前に何とかできるようにと言いましたが、無理でしたから、この図面で駐車場幅はこれで確認通知書をとりましたと、これで施工しますからと言った方がすっきりするのと違いますか。

建設課長 委員ご指摘いただいている関係で、図面もこういう形で提示させてもらっています。ですからこういう形で施工させていただくことをお願いしておきます。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
本件については説明を受け、一定の審査をしたということで終わります。

次に、6月定例議会提出予定議案についてあらかじめ説明を受けることにいたします。

はじめに、平成14年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についての説明を求めます。

下水道課長 工事の場所ではありますが、服部1丁目服部交差部付近で、県の流域下水道NO. 13の縦孔があるわけですが、そこに町の公共下水道を接続するための工事をしたいということで、12社による指名競争入札を5月27日に予定いたしております。その分について請負契約の締結について議決していただきたいと考えております。

委員長 説明のあったことについて、何かお聞きしたいことがございますか。

(質疑なし)

委員長 次に、平成13年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(公共下水道事業特別会計)の説明を求めます。

下水道課長 (資料2により説明)

委員長 説明のあったことについて、何かお聞きしたいことがございますか。

(質疑なし)

委員長 次に、平成13年度斑鳩町水道事業会計継続費繰越計算書の報告についての説明を求めます。

上水道課 長	(資料3により説明)
委員長	説明のあったことについて、何かお聞きしたいことがございますか。
	(質疑なし)
委員長	次に、平成13年度斑鳩町水道事業会計予算繰越計算書の報告についての説明を求めます。
上水道課 長	(資料4により説明)
委員長	説明のあったことについて、何かお聞きしたいことがございますか。
	(質疑なし)
委員長	以上これら予定議案については、6月定例会に提出が予定されているということで、本日はあらかじめその概要の説明を受けたということで終わっておきます。 続いて、各課報告事項の(1)平成13年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち、当委員会所管に属するものについての説明を求めます。
建設課長	(資料5により説明)
都市整備 課長	(資料5により説明)

委員長 説明のあったことについて、何かお聞きしたいことがございますか。

(質疑なし)

委員長 次に、(2) 町営住宅の募集についての説明を求めます。

建設課長 町営住宅の募集についてであります。長田団地A棟には2階の203号室1戸と、長田団地B棟では1階の101号室と102号室、2階の201号室の合計3戸であります。また追手団地につきましては2階の205号室1戸でございます。これらの5戸につきまして、入居者が退去されたことによりまして今回募集したものでございます。募集方法につきましては、各団地の各部屋毎に募集いたしております。

入居申込用紙の配布につきましては、4月10日から4月25日の間で実施いたしました。4月15日から30日の間で配布したものを受付いたしました。4月の30日で受付を終了いたしました。この集計結果といたしましては、長田団地A棟205号室につきましては配布枚数が12件に對しまして受付が7件であります。長田団地B棟101号室につきましては配布が10件に對しまして受付が6件、同じくB棟の102号室につきましては配布枚数が12件に對しまして受付が10件、追手団地2の205号室は配布枚数が14件に對しまして受付枚数が9件で、合計配布枚数60件に對しまして受付枚数が38件となりました。5月2日付で追手団地2の募集者が受付した方から辞退が1件ございます。そのことから最終受付は37件であります。

また、5月8日から5月14日の間につきまして、応募者各戸を訪問させていただきまして、居住状況等の実態調査を実施いたし完了したところでございます。その調査の結果をもとに5月31日に町営住宅入居者選考委員会の開催を予定いたしており、その中でご審議の上

入居者の決定をしてまいりたいと考えております。

委員長 説明のあったことについて、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、(3) 第1浄水場整備についての報告を求めます。

上水道課 第1浄水場整備工事の進捗状況でございますが、概ね40%の出来
長 高となっております。生物接触ろ過池及び活性炭ろ過池の躯体本体工
事についての状況は、生物接触ろ過池、屋上部分の屋根のコンクリー
ト部分を除くのみ状況であります。6月中旬には機械設備工事を随
時行い、8月中旬に試運転に取りかけられるよう努力してまいりたいと
思っております。

委員長 報告のあったことについて、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 以上、これら各課所管に関する事項についても、説明、報告を受け、
了承をしたということで終わっておきます。

続いて、その他について各委員より何か質疑があればお受けいた
します。

吉川委員 2月19日の委員会で、竜田川の草刈りについてお願いをしてお
りますが、県へ要望していくという回答だったわけですが、今年
の予定はどうなっているかお聞かせ願いたい。併せて大和川の堤防
線の草刈りなのですが、現在白線を引いてもらっておりますが、草
が覆い被さってきて、車が通ったら擦りますのでみんなそこへよ
れないわけです。その草刈りがどうなっているのか。

それから昭和町の堤防線なんです、力を入れていただいていることには感謝したいのですが、一向に治らない。これは何遍も申し上げてますように町道の所へ車を置いてあって、横は舗装していないところで車が通るからへこんでしまう。そこは以前修理をしてもらったのですが、現在そこは車が通るからまだ水が溜まっています。それはマナーの悪さだと思うのですが、何かもっと強固に方法を打ち出せないのか。今後対策があったら教えていただきたい。

それと機会あるごとにお願ひしているのですが、町道の管理ですね、特に境界線を侵して、前から聞いていますように木が町道の方へ出てきて、信号機が見えにくかったり、それから自分所の入り口がたまたま高いために外の方へ町道の方へ鉄板を轆いてやっておられる。これは特に紅葉ヶ丘、神南から墓へ行く道なんです、これは何十年来言っているのですが、一向に改善はされていないわけです。パトロールへ行ってしておられる方がそういうことについてどういう指導をいただいているのか。パトロールされる方も町道の境界線ははっきり解らないと思うのですが、L字が入っているものは直ぐ解ると思う。それからパトロール中に国水の工事をやっておられるのをよく見かけると思う。そうしたらこれは申請しなければいけませんよとか、もっと町民にアピールしてほしいと思う。

以上3点について答弁をお願いいたします。

町長

草刈りの関係については、上田県議とも話をしながら、上田県議は一応郡山土木等の対応をしながら、先日三代川愛護会の時でも申されておりますが、年2回するということなら年2回してほしいということで、ご要望すると上田県議も申しあげておりますが、我々としてもそういう点ではそういうことを明確にしていかないと、いつまでも草を刈らなったら町がやったらうええやないかということになってまいりますので、そういう点では草を刈ることによって周辺が美しくなりビンや缶を放さないという環境づくりをしていく、今上田県議が郡山土木と対応していただいております。どちらにしても年2回草を刈る

ということで調整していただいています。草を刈ったやつをそこで燃やせるのか燃やせないか、それも明確にしてほしいということも申されております。我々としては自治会の同意が得れば焼却できるということになっているようでございます。そこらを十分に陳情申し上げ努力してまいりたいと思います。

建設課長 昭和町の堤防線の不法駐車ということですが、これについては環境対策課と道路管理者である我々といろいろ実態について調査した経緯があります。委員が申されるように徹底していないのが実情でございます。またこれについては今後更に地元とご相談申し上げながら対応していきたいと考えます。併せて舗装部分の痛みにつきましては委員からご指摘いただきましたが、町もパトロールの一貫で実際確認もしなければならぬと反省しております。委員会が終わりましたら、直ぐ現地を確認して補修等していきたいと考えております。

それと団地内におけるはみ出し等の関係についてであります。これにつきましても今委員がご指摘いただきました箇所等につきましては特に委員からも聞いております。これについても早い時期に重点的にこの紅葉ヶ丘から墓についての関係について確認いたしまして、早急に対応していきたいと考えます。併せてパトロール中に国水等の占用の関係につきましても確認できしだい、その方に申請の手続き等につきましても指導していきたいと考えております。

それと町長が申しました草刈りの関係でございますが、大和川堤防線につきましては今年度発注されております。その業者の確認もしておりまして、その業者と町の占用もさせていただける町道部分の路肩部分ですが、これについても現在契約をすべく準備をしているところでございます。契約ができしだい早い時期に草刈りをしていきたいというように考えております。

吉川委員 竜田川の草刈りは、郡山土木が年2回の予算を組んでおられるのか。それと、焼却は自治会の同意があったら出来るということですが、自

治会へ話をされたことがあるのか。

建設課長 草刈りの焼却については昨年度神南地域の方に草刈り焼却ということで、自治会長にお願いしたということがございます。ですから昨年度は現地の方で焼却をしていただいた形です。

吉川委員 去年も1回しか刈っていませんよ。焼却して1回ですか。持ち出しせんなんかから予算が余計にかかるから1回しか刈れないということで、私は受け取っている。

そしたら今年は焼却できるのなら、2回刈れる予算があるのかどうか。あるのなら大和川堤防線も含めて、やっぱりパトロールもしてくれているわけです。伸びてきた時には有効に刈ってもらわないといけないと思う。皆さんが使われるときにきれいにしておいてこそ、予算が有効に執行されると思う。生きてくると思う。私は何遍でもそういうことを皆さんに言っている。やっぱり各委員から指摘があったら、対応してもらって、出来ない部分は出来ない、これも申し上げていると思う。仮に自治会の同意ということになれば、私は自治会に内容を話して同意を取ってきます。だからそういう努力を私もさせてもらおう。もう少し対応してもらっても生きに行く対応をしてもらいたいと思う。

先日も単車2台放ってあって、ある方が電話した。何の返事もない、そのまま放ってあると、私が電話したら聞いていますということだった。そしたら直ぐにやってもらって盗難車でしたと、直ぐに電話してくれました。私が言わないでもその方が言うておられたら、直ぐに対応して、その方に返事するくらいの親切さがあったらいいと思う。町会議員が言うてきたらするのでないわけで、皆一緒だと思う。職員の方もそういう点には気を配ってもらって、住民から愛される職員になってもらいたいと思う。そうすることによって事業がスムーズに進んでいくのではないかと思う。今後ひとつ皆さんの心のあるところを示してもらいたい。

浅井委員　　いかるがホールの北の方に白線が引いて農道に影響していますね。あそこへ車を止められて、東の農道からまっすぐ歩道橋のあそこまで来るまでにいつも車が並ぶのです。白線いてあるところが駐車場とっておられる。私らにとったら農道ですので、そこへ止められたら出にくいと、その目鼻でかなり大きく広く開けられて中和されていますけれど、東から登り口に車が止められたらそこへ入ることが出来ない。これからトラクターも通りたいという人が上に上がろうにも車が停まっていたらホールの所通れないと言って、いろいろ意見が出まして、あそこへ黄色い斜線でも引いてもらって2台分ほどあそこへ停めんようにしてもらって駐禁にしていきたいと思う。

それと、今マンションを建てられて工事中ですが、農家の方が東側の河川敷を使って田圃へ入るのに車が停まっています。吉川さんの駐車場15台借られて停めてもらっていますが、まだ車の数が多く停まっています。降り口に車を止められたら田圃へ入れない。それとその中に1台ナンバーの外した車が放ったらかしです。何とか入り口を塞がないように、回るようにしていただきたいと思います。そのことを役場の方から言ってもらえないかと思う。

助 役　　いかるがホールの北側の進入部分の空地の関係ですが、そこには今言っておられますように、東西に里道が走っています。それはあくまでも農業をやっておられる方が優先して通るということでございます。先般、大きなイベントがあったときに、駐車場代わりに停めているわけですね。ちょっと具合悪いなと思っておったのです。この通路は一方通行で西から東へは通れますが、東から西へは通れないわけです。そういうことも含め、あそこで誘導している人がいろいろ文句言っていることもございます。できるだけ今言われたように出入り口のところも開けていただくような形で対応すると、また黄色の斜線とか考えていきます。それと同時にああいうところへ置かないように、南中学校に駐車場がございますから、そういうことも含めて文化振興財

団の職員に指導をいたします。

またマンションの周辺の関係なんですが、これはマンションの関係の方の車が駐車しているということになりますと、出入り口に車を停めないよう、工事会社に伝えるということも考えてまいりたいと思います。

委員長 その他についてもこれをもって終了いたします。

 本日の案件については、これをもってすべて終了いたしました。

 なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいが、ご異議ございませんか。

 (異議なし)

委員長 ありがとうございます。

 それでは、閉会にあたり町長のあいさつをお受けいたします。

町 長 (町長あいさつ)

委員長 これをもって閉会いたします。(午前10時40分)